

TOPICS

アジア経済

インドも直面する米国との通商摩擦

SMBC Asia Monthly

日本総合研究所 調査部

副主任研究員 熊谷 章太郎

E-mail: kumagai.shotaro@jri.co.jp

米中貿易戦争に関心が集まっているが、同様の動きは米印間にも広がりつつある。

■深まる米印の通商摩擦

2018年3月に米国政府が一部の鉄鋼製品とアルミニウム製品の輸入に対して高率の追加関税を適用することを決定して以降、各国と米国の間で通商摩擦が深刻化している。同様の動きはインドにも広がりつつある(右表)。

インド政府は2018年5月、米国の追加関税についてWTO(世界貿易機関)に不服を申し立てるとともに、大型バイク、アーモンド、リンゴ等の輸入に対して報復関税措置を導入する方針を明らかにした。その後、事態の一段の深刻化を回避すべく、政府高官レベルの協議が開催され、インド政府は報復関税の導入期限を繰り返し延期した。しかし、米印の通商交渉は様々な対立軸を含んでいることから、大きな進展はみられなかった。こうしたなか、2019年3月4日、米国政府はインドに対するGSP(Generalized System of Preference: 一般特惠関税制度)の適用を除外する方針を発表した。GSPは、低所得国の輸出を通じた経済発展を支援するための関税優遇措置であり、米国のほか、日本やEU等もインドを含む低所得国に対して同様の制度を適用している。米国のインドに対するGSP適用除外は、インドへの通知から60日を経過した後に大統領布告を経て開始される予定である。この期間に二国間協議が行われることになるが、インドでは4~5月にかけて下院総選挙が実施されており、政策の継続性を確保することが困難という事情がある。そのため、米国はインドの総選挙後に発足する新政権との協議を踏まえて、最終的な判断を下すと見込まれる。

＜最近の米印通商摩擦の動向＞

発表時期	内容
2018年3月	米国、インドを含む一部の鉄鋼、アルミニウム製品に対してそれぞれ25%、10%の追加関税を適用することを決定
4月	インド準備銀行、全決済データを国内に保管することを義務付ける通達を発行
5月	インド、米国の関税引き上げについてWTO(世界貿易機関)に不服を申し立て
6月	米印、通商問題について政府高官級の協議を実施
8月	インド、米国製品に対する報復関税の導入期限を延期(その後、現在まで導入時期を繰り返し延期)
9月	米印、初の外務・防衛閣僚協議を開催し、米国のインドへの武器輸出やインドのイランからの原油輸入について協議
12月	インド、大手EC企業による価格独占を排除するため、EC企業の出資先企業の製品販売や納入業者との独占契約を禁止する規制を2019年2月から導入する方針を発表 米国、インドに対してICT関連製品の関税撤廃・引き下げを要求(報道ベース)
2019年4月	米国、インドを含む一部の国・地域に認めていたイラン産原油の禁輸措置を5月1日を最後に撤廃すると発表 米国、米国に対する不正な商慣行についてまとめた「スペシャル301条報告書」の2019年版を公表。その中で、インドを引き続き「優先監視国」に指定するとともに、医薬品や化学製品における知的財産権の侵害に対する懸念を表明

(出所) 各種報道を基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

■GSP 適用除外の背景

インドの一人当たり名目 GDP は 2,000 米ドル程度に過ぎないため、所得水準の観点からは GSP からの「卒業」は時期尚早である。それにもかかわらず米国側が適用除外を決定したのは、インド市場に対する「公平で合理的なアクセスの欠如」を問題視したからである。具体的な理由については言及されていないものの、インドの小売関連の外資規制や知的財産権の侵害に対する懸念が主たる理由と推測される。

2014 年にモディ政権が発足して以降、インド政府は対内直接投資の増加を通じた雇用創出に向けて様々な業種で外資規制の緩和を進めてきた。しかし、零細小売業を保護する観点から、複数ブランドを扱う総合小売業には依然として厳しい参入規制を維持している。また、単一ブランドの小売業についても、3 割の現地調達率を義務付けている。EC（電子商取引）を巡っては、大手 EC 企業による市場独占とそれによる廉価販売を規制するべく、インド政府は 2018 年 12 月、EC 運営企業が出資している業者の商品の販売を禁止するとともに、販売業者との独占契約を禁止する規制を導入する方針を発表した。米国企業はインドの EC 市場の主要プレイヤーであることから、同措置に対して不満を表明している。また、米政府が各国の不正な商慣行についてまとめた「スペシャル 301 条報告書」でも、インドを引き続き「優先監視国」に指定するとともに、医薬品や化学製品等の分野で知的財産権の侵害に対する懸念を表明した。なお、米国商工会議所が作成する知的財産権の保護に関する国際評価ランキングで、2019 年のインドの順位は 50 カ国・地域中 36 位と前年（同 44 位）から大きく上昇する等、改善に向けた取り組みは進められているものの、依然として下位にとどまっている。

■GSP 適用除外の影響は限定的

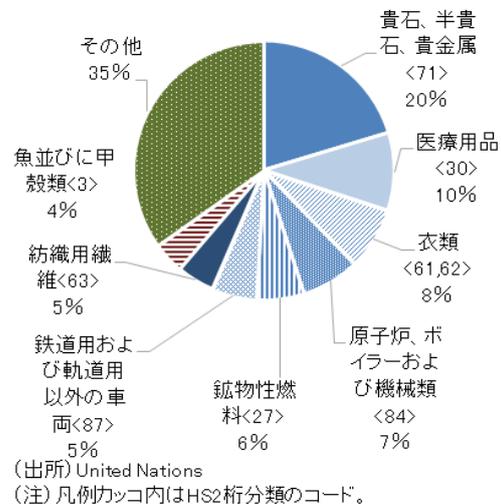
今後を展望すると、雇用創出がインドの喫緊の課題となっていることを踏まえると、インド政府が米国に譲歩する形で小売分野等の外資規制の緩和を行う可能性は極めて低いと判断される。そのため、総選挙終了後も二国間協議に大きな進展はみられず、GSP の適用除外が確定する公算は大きい。

そこで GSP の適用除外がインド経済に与える影響をみると、①対米輸出の名目 GDP 比は 2%弱に過ぎないこと、②主要な輸出品であるダイヤモンドや金を含む宝飾品等に対しては GSP が適用されないことから、輸出を通じた下押し効果は軽微にとどまると判断される（右図）。ただし、GSP の適用有無は労働コストとともにグローバル展開する労働集約型産業の生産拠点の立地決定要因となっているため、米国の GSP の適用除外は米国向け輸出をにら

んだ外資企業の対内直接投資の減少といった経路からも景気を下押しすると見込まれる。ちなみに、米国は、インドのほか、インドネシアやタイを含む幾つかの新興国に対しても GSP の見直しを行う方針を示しており、わが国も 2019 年 4 月から中国、タイ、マレーシアへの GSP を全面的に適用除外としている。そのため、インドの対内直接投資に与える影響は、各国の GSP 適用状況や GSP 適用除外後の代替関税優遇措置の有無、FTA 締結に向けた通商交渉の進展状況等にも左右されることに注意が必要である。

今後、米国のイラン産原油の輸入禁止措置への追従等を米国側が評価して、米印摩擦の一段の深刻化が回避される可能性は残されている。一方、GSP 適用除外とそれに対するインド側の報復関税措置の導入をきっかけに米印間の対立が一段と深刻化するリスクもあり、その場合は米中対立の深刻化と併せて、アジアの貿易・投資構造に広範な悪影響を及ぼすことになるだろう。

＜インドの米国向け輸出（2018年）＞



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。